

安全への取り組みについて Part-4 「リスクアセスメントの活用」

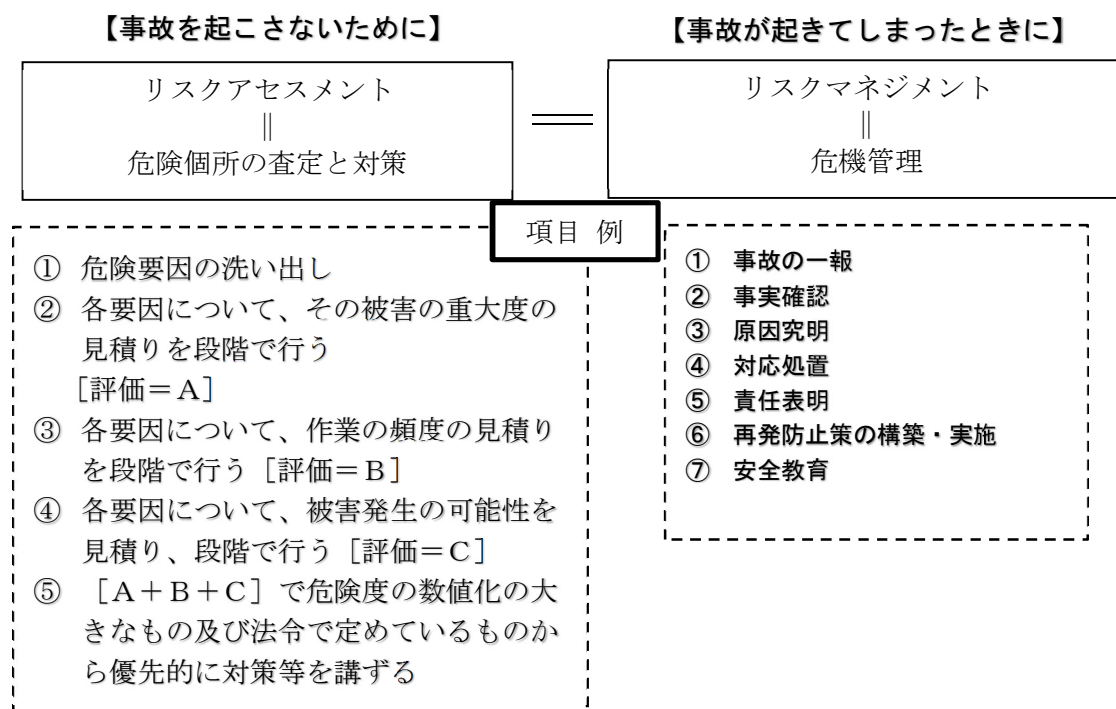
安全への取り組み Part-1～3 で、その取り組みに必要な要点について記しました。特に Part-3 では、安全作業のための教育と訓練について、限られたページの中で十分とは言えませんが教育と訓練に必要な内容を（1）～（6）までに要所をまとめて、最後に教える側としての「原則・心構え」を記しました。

労働安全衛生のための教育・訓練は、「人材育成」のためにも最低限年一回行い、頭で覚えてもらう（知っている）だけでなく身を持って「行動できる」ことが重要ですから、教育・訓練は定期的に行う必要があります。

Part-4 では、「リスクアセスメントの活用」について記します。

リスクアセスメントとは、潜在するハザード(危険)をもれなく見つけ出しリスク低減のための措置を事前に講じることにより、労働災害を防止する手法がリスクアセスメントです。労働安全衛生法において努力義務化された以降、事業場で盛んに取り組まれるようになりました。

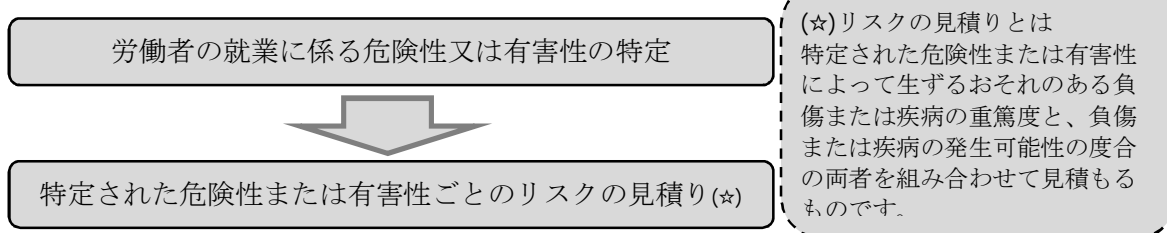
図-1：リスクアセスメント対策とリスクマネジメント管理の手順



リスクアセスメントの具体的な実施方法等については、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査に関する指針」(平成18年3月10日公示第1号)が公表されています。

リスクアセスメントの実施手順及びリスク低減措置の優先度は、次の順となります。

図-2：基本的実施手順



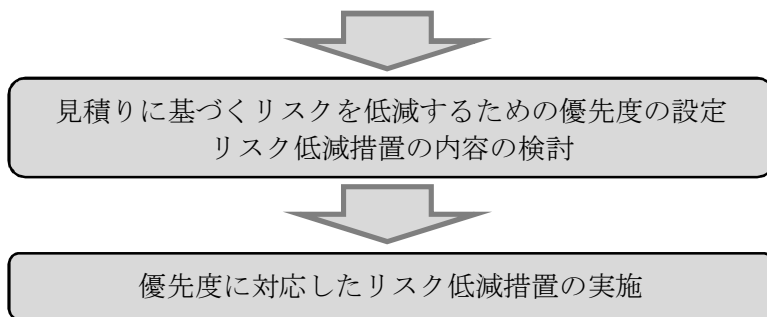
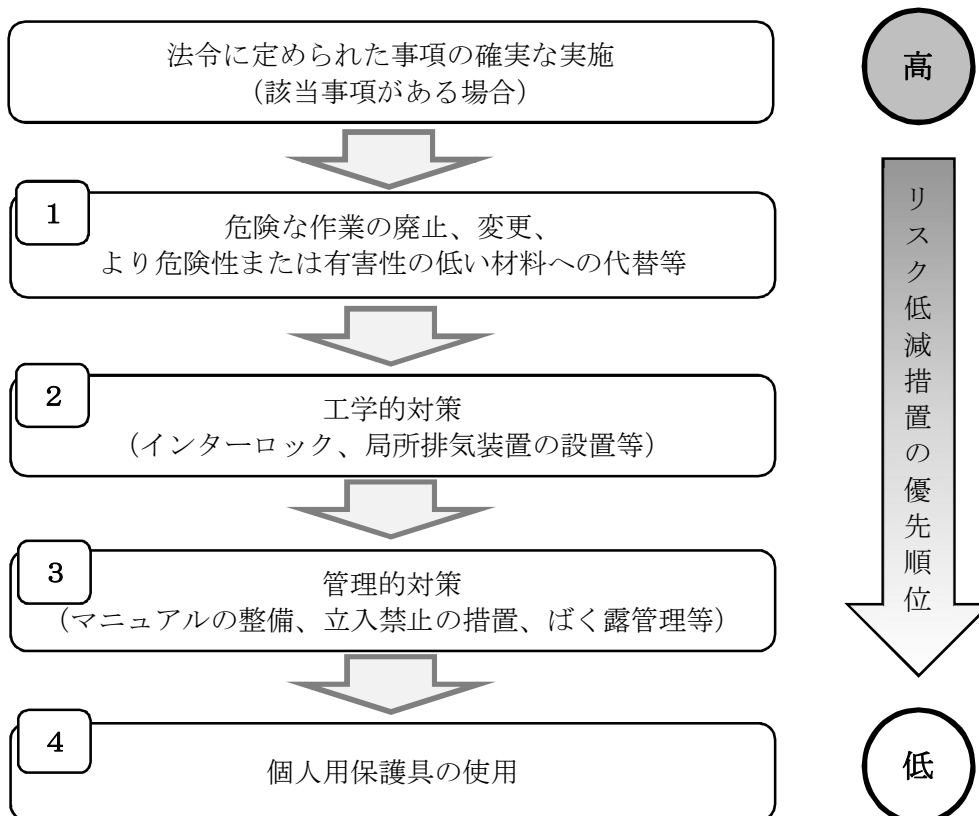


図-3：リスク低減措置の優先度



平成 23 年度、中央労働災害防止協会の調査（リスクアセスメント/労働安全衛生マネジメントシステムへの取り組み状況等に関するアンケート調査）の結果では、82.8%の事業場でリスクアセスメントを実施していますが、実施する予定がないと回答した事業場があった理由の上位 3 点は次のとおりです。

- ① 現行の安全衛生管理で十分有効である
- ② 必要な人材の育成および確保が難しい
- ③ リスクアセスメントがどのようなものかわからない

また、実施されているリスクアセスメントも、その対象は安全面に関することが多く、労働衛生面は見落とされがちな傾向にあります。この理由として、墜落・転倒・巻き込まれといった負傷につながるハザードは目につきやすいものの、騒音・暑熱環境・有害なガス・蒸気など業務上疾病につながるハザードは目に見えず、症状が遅れて出るため、気づきづらい点があげられます。

私たちの現場では、各級責任者をはじめ現場で働く技術者が一体となって、知識と経験を活かし、すべての作業現場において危険性および有害性等を洗い出し(見つけ出すこと)そのリスクを図-1、図-2、図-3等の手順でリスク低減措置を実施することで人的災害を減らす有効な手段となります。